

群馬県ツキノワグマ適正管理計画
(第二種特定鳥獣管理計画・第三期計画)

令和4年3月
(一部改定 令和7年3月)

群馬県

目次

1	計画策定の目的及び背景	1
	（１）目的	
	（２）背景	
2	管理すべき鳥獣の種類	1
	（１）獣種	
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	クマに関する現状と評価	2
	（１）これまでの取り組み	
	（２）被害状況	
	（３）生息状況	
	（４）具体的な対策状況	
	（５）適正管理計画（第二期）をふまえての課題	
6	基本的な対策方針	7
	（１）群馬県鳥獣被害対策基本方針について	
	（２）計画の基本方針	
7	適正管理計画（第三期）の目標と講ずべき対策	8
	（１）被害防除対策	
	（２）環境整備	
	（３）個体群管理	
8	計画の実施体制	11
	（１）合意形成	
	（２）役割分担	
	（３）計画評価	
	（４）調査・モニタリング	
9	その他計画推進のために必要な事項	13
	（１）人材育成	
	（２）隣接県等との協力	

1 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

群馬県内に生息するツキノワグマ（以下「クマ」）について、科学的・計画的な管理の実施により、農業及び林業等被害の軽減、人身被害の発生防止、生息分布の拡大防止を図りつつ、地域個体群を長期にわたり安定的に維持し、生物多様性の保全を図ることにより、人とクマの適切な関係の構築を図ることを目的とする。（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 に基づく第二種特定鳥獣管理計画）

(2) 背景

群馬県は、標高約 2500m から 16m まで、変化に富む地形と豊かな自然環境を有しており、県土の 67%を森林が占める本県において、クマは森林生態系の上位種であり自然の豊かさを表す動物である。クマは、生きていくために広大な自然を必要とし、この種を保全・保護することは、他の多くの動物種を守ることにもつながる。

クマは他の大型哺乳類と比べ、生息密度が低く、繁殖力も低いため、その個体数は生息環境の改変や、狩猟・許可捕獲等の捕獲圧の影響を受けやすい。国際自然保護連合の世界希少種リスト（レッドリスト）では、「危急種（VU）」に選定され、環境省の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（RDB）では、本県以外の国内 5 地域が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている。なお、本県の RDB（第 2 版）では「情報不足」と評価している。

一方で、クマは、幅広い農業及び林業等の被害を引き起こしている他、人身事故等も継続的に発生している。このため、人とクマとの軋轢の軽減と、地域個体群の安定的な維持を目的に、「群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第 3 期計画）」を策定し、方針を示す。

2 管理すべき鳥獣の種類

(1) 獣種

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

3 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、クマの生息状況等に応じて適宜、計画の見直しを行う。

4 管理が行われるべき区域

環境省の特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン：クマ類編・平成 28 年度（以下「環境省ガイドライン」）による地域個体群の保護管理ユニットでは、本県に分布するクマは、越後三国地域個体群、及び関東山地地域個体群の 2 つの地域個体群で構成されている。

（資料表 1）

近年の遺伝子解析による報告では、2 つの地域個体群の境界は吾妻地域内にあると推測されているが、本計画では、計画を円滑に運用するため個体群の管理区域を（環境）森林事務所の管轄区域の単位として区分する（資料図 1）。

5 クマに関する現状と評価

(1) これまでの取り組み

群馬県では、これまで、任意計画「群馬県ツキノワグマ保護管理計画（第Ⅰ、第Ⅱ期）」（以下「任意計画」）及び法定計画「群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第一、第二期）」（以下「適正管理計画」）を策定し、ツキノワグマの科学的・計画的な管理の実施により、農業及び林業等被害の軽減、人身被害の発生防止、生息分布の拡大防止を図る対策を講じてきた。

任意計画（第Ⅰ期：平成12年度～平成18年度、第Ⅱ期：平成19年度～平成23年度）においては、過去の農業および林業等の被害情報とクマの捕獲情報を整理し、生息動向把握のためのモニタリング項目を決定した。農業および林業被害対策を推進するとともに、人身事故発生防止の注意喚起等を行った。また、定点観察法（密度算出法）および捕獲分析法の併用にて推定生息数を算出し、捕獲上限頭数を設定した。

適正管理計画（第一期）（平成24年度～平成28年度）においては、クマの人家周辺への出没が増加し、年間総捕獲頭数が設定した捕獲上限頭数を上回る年があるため、計画期間内で総捕獲頭数を調整する「複数年管理」の導入を検討した。あわせて、クマによる林業被害が特に問題となっている桐生市、みどり市において「地域計画」を策定し、林業被害の状況把握、樹幹巻き等の被害防止対策の実施、加害個体を特定した上での管理捕獲等を総合的に実施した。

適正管理計画（第二期）（平成29年度～令和3年度）では、適正管理計画（第一期）に引き続き被害対策を推進するとともに、第一期で検討した「複数年管理」を見直し、「適正管理基準」を導入、設定した。捕獲頭数の管理年次を11月1日から翌年10月31年までの1年間と設定し、狩猟、許可捕獲等を合計した捕獲頭数を年間総捕獲頭数とした。また、生息頭数の推定に用いた推定指標、前管理年次における総捕獲頭数、地域個体群ごとの捕獲状況、捕獲時期、捕獲場所、被害の発生状況等の許可捕獲に関わる情報を勘案し、上限頭数を定めるとした。また、生息頭数の推定には階層ベイズ法を導入した。

(2) 被害状況

ア 農業被害

クマによる農業被害は年によって変動している。過去5年間において、被害金額は平成28年度から平成30年度は1,381万円、1,176万円、1,271万円と推移していたが、令和元年度は3,357万円、令和2年度は4,065万円と増加した（資料図2，表2）。

被害面積では、平成28年度は7.4ha、平成29年度は6.0ha、平成30年度は8.3ha、令和元年度は10.1ha、令和2年度は12.2haと、令和元年度、令和2年度は増加した（資料図3，表3）。

作物別では、令和元年度は果樹の割合が多かったが、令和2年度では野菜の割合が多かった（資料表4）。野菜の被害が増加したのは、吾妻地域において高原野菜の被害が増加したことに起因する。

イ 林業被害

クマによる林業被害としては、スギ、ヒノキなどの造林木に対する樹皮剥ぎが報告されている。平成18年度から平成26年度までは国有林被害金額が10,541万円から28,940万円を推移していたが、平成27年度には7,851万円に減少し、平成30年度は5,934万円、令和元年度は5,333万円、令和2年度は5,077万円と減少傾向にある（資料図4，表5）。

林業被害の実損面積も同様に、平成 26 年度以降減少にあり 38.4ha から令和 2 年度には 15.3ha に減少した（資料図 5，表 6）。

クマによる樹皮剥ぎが発生している地域は県東部、県北西部、県西部、県西南部で確認されており、とくに県東部で広がっている（資料図 6）。

ウ その他の被害

養魚場の魚、養蜂に対する被害も発生しているが、被害金額等の詳細は不明である。

エ 人身被害の発生

過去 5 年間の本県におけるクマによる人身事故の発生は 1～7 件／年となっている（資料表 7）。死亡事故はないが、被害の中には重傷事故も発生している。被害の 78% は山菜採り、登山、溪流釣りなどクマの生息域で発生しているが、偶発的に至近距離で遭遇した際に発生したと思われるものが多い。一方で、散歩、旅館駐車場等の人間活動域と考えられる場所での遭遇事故も報告されている。

（３）生息状況

ア 生息環境

本県の県土面積 636,228ha のうち、森林面積は 427,254ha であり、森林が県面積の 67% を占める。本県の森林における民有林と国有林の比率は、56：44 である。民有林における広葉樹林面積は 104,951ha、国有林は 99,929ha である。一方、針葉樹林面積は民有林 118,343ha、国有林 75,388ha である。地域個体群別の広葉樹林率は、越後三国地域個体群は 53%、関東山地地域個体群は 48% となっている。（資料表 8，9，10）

元来クマは多様な森林帯を生息環境として利用するが、県内の森林の多くが成熟期を迎え、人里近くの管理不足の森林や放棄桑園、河畔林など様々な土地がクマの利用可能な環境となり、近年の出没の増加をもたらしていると考えられる。

イ 生息分布

県内のクマの生息分布は、県が実施したアンケート調査（1996 年、1997 年）、環境省による「種の多様性調査（第 6 回自然環境保全基礎調査）2004）」、及び日本クマネットワーク（JBN）による報告（2010 年）から、5km メッシュ単位で生息区画を集計している。

これによると本県の総区画数 307 区画のうち、クマの生息区画数は、1978 年の 202 区画（65.8%）から 2003 年の 243 区画（79.2%）に、25 年間で 41 区画（13.4 ポイント）増加している。現在は森林を有しながら生息の確認されていない区画は少数となっているが、一部区画ではクマの目撃が数例あることから、恒常的な利用区域にならないよう注意が必要である。（資料図 7，表 11）

ウ 推定生息頭数

本県には、越後三国地域個体群（福島県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県）及び関東山地地域個体群（埼玉県、東京都、山梨県、群馬県）の 2 つの地域個体群が生息している。令和 2 年度に実施した生息状況調査の結果、中央値で越後三国地域個体群 1,512 頭、関東山地地域個体群 510 頭、合計 2,022 頭となり、第二期計画の推定生息数 1,188 頭と比較し増加する結果となった。

それぞれの個体群の推定生息頭数は、越後三国地域個体群では 6,646 頭、関東山地地域個体群では 925 頭となる。両個体群は、環境省の定める「個体数水準 4」（安定的存続地域個体群）※1 に属している。（資料表 12）

※1 個体数水準 4（安定的存続地域個体群）：個体数が 800 頭以上で、絶滅のおそれは当面ない個体群で、区分の中で最も高い（個体数が多い）。しかし、乱獲や不適切な管理によっては個体数水準の区分が変わるため、注意する必要がある。

（４）具体的な対策状況

ア 被害防除対策

（ア）農業被害対策

農業被害対策として、電気柵や金網柵の効果が認められており、各市町村において設置が進められ、電気柵の総延長は平成 26 年度から令和 2 年度までで約 149km、金網柵の総延長は約 24km となっている。

一方、防護柵はその防除効果を維持するためのメンテナンスが必要であり、継続的な防除効果の維持が課題となっている。（資料図 8，表 13）

（イ）林業被害対策

林業被害を防止するには、樹皮剥ぎを防ぐための樹幹巻き資材（テープ巻き、防止帯）等の対策を行うことが有効である。県内では、国庫補助事業および県単独事業を活用した被害防除対策が森林組合等により行われている。平成 18 年度から樹幹巻き資材の設置が進み、令和 2 年度までに 793ha（テープ巻き 217ha、防止帯 576ha）を設置した（資料図 9，表 14）。

平成 25 年度、平成 26 年度に林業被害が最も多く発生していた県東部において集中的に樹幹巻き資材の設置を進めたことにより、平成 25 年度には 28,916 万円だった被害金額が、平成 26 年度には 10,839 万円、平成 27 年度は 7,851 万円に減少し、令和 2 年度には 5,077 万円まで減少した（資料表 5）。

（ウ）人身被害対策

クマによる人身事故を防止するために、県や市町村のホームページ、広報車、看板、防災メール等により注意喚起を行い、人身事故発生防止の普及啓発を継続的に行った。

イ 環境整備

（ア）出没抑制対策

野生獣類の出没抑制対策として、平成 19 年度から平成 26 年度にかけて、人家周辺の里山放置森林を対象に見通しを良くするため等の除間伐 337.8ha、林内の藪刈り払い 78.5ha を実施した。平成 26 年度からは、「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」「里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造」を目的として「ぐんま緑の県民基金事業」が開始され、緩衝帯の整備、里山や林縁の森林環境の改善を進めている。この事業により、令和 2 年度までに 471.41ha の森林や竹林が整備された。また、移動経路寸断のための河川内整備の取り組みも継続して実施された。（資料図 10，11，12、表 15，16，17）

（イ）生息環境管理

クマが生息する山間地域では、それぞれの森林利用に応じた適切な森林管理を行うこととしている。人身事故発生防止対策と合わせて、見通しを良くするための除間伐等により光環境を改善し、これにより餌資源となり得る下層植生の改善を図っている。平成 26 年度からは、ぐんま緑の県民基金事業が開始され、整備作業の条件が不利な森林の除間伐や、水源林機能を持つ森林の整備が進められた。（資料図 11、表 16）

ウ 捕獲

（ア）捕獲頭数の推移

本県におけるクマの捕獲は許可捕獲等が中心となっており、過去 10 年間における捕獲頭数全体の 81.7%を占めている。捕獲頭数は年度によって変動するが、令和元年度、令和 2 年度は連続して増加傾向にある（資料図 13、表 18）。事務所管内別での捕獲頭数は、吾妻管内が最も多い。近年では、ニホンジカ、イノシシの捕獲強化にともない錯誤捕獲※²が増加する状況も起きている。過去 10 年間における許可捕獲等頭数に占めるその割合は 15%から 57%で、平均すると 39%である。（資料図 14）

なお、狩猟捕獲数は 50 頭前後で推移している。

※ 2 錯誤捕獲：捕獲対象以外の鳥獣が誤って捕獲されること。

（イ）捕獲場所

許可捕獲等の捕獲位置の分布をみると、主に人の生活圏とクマの行動域が入り組んで接している場所が多い（資料図 15、16、表 19）。これらの場所では軋轢が恒常的に生じていると考えられ、その中には、耕作放棄地の増加（資料図 17、表 20）、効果的な被害防除対策や環境整備が行われていない可能性がある。

（ウ）捕獲時期

許可捕獲等で捕獲されたクマの月別捕獲数は、7 月から 9 月にかけて多くなる傾向が認められた。（資料図 18）

クマは、野菜や果樹が生産される夏から秋にかけて、耕作地や人家周辺等に出没する機会が多くなる。

また、ニホンジカやイノシシの捕獲強化のため多くのわながかけられ、わなにかかった大型哺乳類を採食することも報告されており、この時期に錯誤捕獲が発生する可能性がある。

（エ）捕獲個体の分析

許可捕獲等で捕獲されたクマについては、科学的・計画的な管理を実施するための基礎データとするため、原則として全頭の検体提供を依頼している。捕獲頭数に占める検体の提供の割合は、平成 21 年度以降、平成 30 年度までは 51%から 71%の間を推移していたが、令和元年度には 32%、令和 2 年度は 25%に減少した（資料図 19）。また、年齢査定に必要な下顎小臼歯（第 1、第 3）と犬歯が切除され搬入されるケースもあり、年齢査定が行えない検体も存在する。

捕獲個体はオスが多いが、近年、繁殖可能なメスが増加傾向にあり、またオスの平均年齢の低下も認められた。平成 29 年度以降、雌雄ともに 13 歳以上の個体が確認されていない（資料表 21）。なお、胃内容物からニホンジカ、クマ、ニホンカモシカの検出が増えている。

捕獲個体の平均年齢低下は、捕獲圧の高まりが個体群に影響を与えていることも示唆される。今後も分析を継続し個体群動向を注視する必要がある。

（オ）地域計画

適正管理計画（第一期）から継続して、第二期においてもクマによる樹皮剥ぎ発生が多い桐生市、みどり市において、林業被害対策に重点をおいた地域計画を策定し、樹皮剥ぎ発生箇所の把握、樹幹巻資材の設置を推進するとともに（資料図 20）、被害発生のモニタリングルート、及び捕獲上限頭数を設定した上で加害個体を特定し、捕獲を行った。

これらの対策により、桐生市・みどり市の林業被害金額は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて 17,276 万円から 3,981 万円に減少し、その後も減少傾向にある（資料図 21、表 22）。

（５）適正管理計画（第二期）をふまえての課題

ア 被害防除対策

（ア）農業被害について

平成 31～令和 2 年度の農業被害金額（年平均）は 3,711 万円であり、計画後期 3 カ年（平成 31～令和 3 年度）の農業被害額の目標値（年平均 900 万円）は達成出来ない見込みである。被害防除対策として防護柵（電気柵・金網柵）の導入は各地で進んだが、破損箇所の補修や電圧の管理等、防除効果を維持するための継続的なメンテナンスが課題となっている。

耕作放棄地の増加、農業の衰退傾向も認められ、集落単位での地域一体となった総合的な取り組みが必要である。これらの対策を地域で牽引できるリーダーの育成等も急務となっており、今後推進していく必要がある。

（イ）林業被害について

平成 31～令和 2 年度の林業被害金額（年平均）は 5,205 万円であり、計画後期 3 カ年（平成 31～令和 3 年度）の林業被害額の目標値（年平均 7,800 万円）を達成出来る見込みである。クマによる剥皮発生箇所の面的な把握、樹幹巻き資材（テープ巻き、防止帯）設置の推進、被害発生が県下でも特に多く確認された県東部（桐生市、みどり市）における地域計画策定と総合的な被害防除対策の実施による効果が認められた。これらを継続していく必要がある。

（ウ）人身被害について

クマの生息行動域は拡大傾向にあり、近年は市街地等にも出没し、事故の危険度が増加している。県ホームページ等でクマの出没情報や目撃情報等を周知してきたが、人身事故は継続的に発生している。

事故防止のため、遭遇の回避にむけた知識の普及啓発や、効果的な注意喚起の継続が必要である。

イ 環境整備

「ぐんま緑の県民基金事業」により、平成 26 年度から水源地域等の森林や、荒廃した里山・平地林の整備を実施してきた。河川内の移動経路寸断の取り組みも継続して実施している。

しかし、耕作放棄地の増加等による野生動物の生息適地が拡大し、クマの生息行動域も拡大傾向にある。市街地への出没も増えているため、刈り払いや緩衝帯設置、河川経路寸断等のクマ出没抑制対策と、クマが本来生息する森林等の環境整備対策を今後も継続していく必要がある。

ウ 捕獲

（ア）管理年次と適正管理基準

適正管理計画（第二期）では、1）管理年次、2）適正管理基準を導入した。しかし、適正管理基準による管理では、11月1日から翌10月31日を管理年とした管理年次と、捕獲上限頭数の複数年管理、地域個体群ごとの捕獲状況、捕獲時期、捕獲場所、被害の発生状況等の許可捕獲等に関わる情報を勘案した毎年の適正管理基準設定は実務管理を複雑にし、計画期間中、検討委員会において捕獲上限頭数の設定をすることができなかった。

第二期計画期間中の年間捕獲数は、環境省ガイドラインによる捕獲上限頭数を連続して超過しており、増加傾向にある。第三期計画においては適正管理基準のあり方検討を進めるとともに、捕獲上限頭数の設定を行う必要がある。

（イ）錯誤捕獲

近年のニホンジカ、イノシシの捕獲強化に伴い、クマの錯誤捕獲が増加する状況が起きている。このため、鳥獣保護管理事業計画に則ったくくりわな使用の徹底や、箱わな天井部分の脱出口の設置、クマを誘引する餌使用を避ける等の錯誤捕獲発生防止対策の普及啓発を強化し、一部地域では状況の改善傾向が見られた。

錯誤捕獲が発生する詳細状況の把握等の情報収集を強化するとともに、発生防止等を含め取り組みの強化を関係各所とともに進める必要がある。

エ 地域計画

地域計画は、クマによる地域特有の問題を個別に解決するものとして、取り組まれている。

クマは、餌の嗜好性、餌選択の柔軟性、人への慣れの程度等、個体によって性格が異なり、また餌への執着度が高いことも考慮し対策を実施していくことが重要である。餌として誘引するものがあれば、そこに複数個体が執着し、誘引物が無くなるまで利用することも確認されている。

被害が多く発生している地域においては、被害や対策の状況を可視化し、地域の実情に応じた総合的な対策を、計画的に実施していくことが必要である。

6 基本的な対策方針

（1）群馬県鳥獣被害対策基本方針について

本県では、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定、及び部局を横断した被害対策の強化のため、平成26年度から「群馬県鳥獣被害対策本部」を設置し、この基本方針において、野生鳥獣との共存を将来像とした、鳥獣被害対策の基本的な考え方を示してきた。

本計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、計画期間におけるクマの適正管理を推進する。

（２）計画の基本方針

ア 計画の基本方針

「被害防除」、「生息環境管理」及び「個体群管理」を柱とした総合的な取組の推進によって、計画の目標達成を目指す。クマの生息密度及び繁殖率が他の大型獣類よりも低いことを考慮し、防除対策や生息環境管理を推進する。捕獲数の適正な管理と科学的な評価により、地域個体群の安定的な維持とクマと人間との軋轢の軽減を図る。

イ 順応的管理

野生動物の生態や生息動向の全てを正確に把握することは困難な中で、計画的に野生動物の計画的な取り組みを進めるためには、計画を修正していく PDCA サイクルに基づく順応的管理を行う必要がある。

計画推進にあたっては、被害分布、被害推移、被害対策状況の他、各種モニタリング調査（生息状況（里山・奥山含む）、堅果類豊凶、捕獲情報、捕獲個体分析等）に基づき状況を把握し、調査結果に基づき対策効果、改善策をフィードバックしながら行う。

※ 順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分でなくても目標設定、計画策定を行い、対策を実行しその結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行うという作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

７ 適正管理計画（第三期）の目標と講ずべき対策

（１）被害防除対策

ア 農業被害の軽減

農業被害額の目標値を 900 万円以下（計画期間の年平均）とする。

人里において農業被害が発生した場合には、被害物の撤去や、防護柵（電気柵、防止柵など）等の設置と適切な維持管理により、クマを遮断することで直接的な被害軽減を図る。収穫残渣、放任果樹等の誘引物の除去を行い、クマを人間の生活圏に誘引しないための取り組みを推進させる。とくに、被害発生が多い 7 月から 9 月に対策を強化する。

イ 林業被害の軽減

林業被害額の目標値を 4,800 万円以下（計画期間の年平均）とする。

クマによる剥皮発生防止に効果のある樹幹巻資材の設置等を進める。被害状況を把握し、防除対策を進め、被害発生の早期抑制に努める。

ウ 人身被害の発生防止

人身事故等の発生を防止するため、クマ出没時に関係機関が連携し、パトロール・追い払いや注意喚気を行う。市町村、地元猟友会、警察署、県などの関係機関等が緊密に連携できるよう、連絡体制の強化を図る。

山菜採り、釣り、きのこ採りなど人が入山する時期や、クマの活動状況に応じた注意喚起等の情報発信を行う。クマの生息地であっても、人家回り、観光地等に人慣れした個体が出没している場合には、注意喚起を行いつつ、関係機関が連携して対策を検討し実施する。

クマの生態等や遭遇した時の対処法等、クマに対する正しい知識についても普及啓発を図る。

万が一、人身事故が発生した場合には、可能な限り現地や発生状況等の情報収集を行い、速やかに関係機関と連携して対応する。また、把握した情報は今後の被害防止のため蓄積と分析を行うとともに、ホームページなどで事故が発生した場所の情報を提供し、再発防止に努める。

また、ニホンジカ等のわなに掛かった捕獲個体が、クマに捕食される事例が確認されている。これは、わなを管理する設置者や入山者等の人身被害の危険性が高まるとともに、クマの採餌行動に大きな影響を与える恐れがある。わなの設置者はこれを防止するため、捕獲個体を速やかに処理し、クマの捕食を防止するよう適切な管理を行う。

（２）環境整備

ア 出沒抑制

クマの出沒件数、目撃件数の低減を目指す。

人里においては、地域の実情に応じて刈り払いや、緩衝帯の整備、クマ誘引の原因となる収穫残渣や放任果樹等の除去、河川経路の遮断等を行うことにより、人間の生活圏への接近の低減を図る。

イ 生息環境管理

クマの生息適地である山間地域においては、生息環境の保全・保護を図るものとする。森林整備、広葉樹への樹種転換等、多様な森林づくりをすすめ、生息環境の保護を図ることにより生物多様性の保全を図る。

国有林における緑の回廊等の取組と、県におけるぐんま緑の県民基金事業などの森林・林業基本計画等の各種施策との連携を図る。

（３）個体群管理

クマの生息密度や増減傾向とその要因については不明な点が多い。生息密度、繁殖率は低く、強い捕獲圧により個体数が減少すると回復に時間がかかることも知られている。このため、クマについては、過度な捕獲が行われないよう留意する必要がある。

また、モニタリング等によって生息分布、生息密度の動向を把握し、対策を検討する。捕獲による個体数の減少、捕獲圧の影響等が懸念される場合は、捕獲上限頭数を下回る場合でも、捕獲の自粛要請を行うとともに、必要に応じて基準を見直すものとする。

ア 捕獲上限頭数の設定

総捕獲頭数は４月から翌年３月までの１年間の捕獲数の合計とし、放獣数は含めない。

本県におけるクマの推定生息頭数は、越後三国地域個体群 1,512 体、関東山地地域個体群 510 頭である。特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成 28 年度）（環境省 2017）にしたがい、「クマ類の個体数水準と捕獲数上限及び保護・管理の目標」を適用し、推定生息個体数の 12%を捕獲上限とする。したがって、捕獲上限頭数は越後三国地域個体群が 181 頭、関東山地地域個体群が 61 頭となる。

なお、計画期間内の総捕獲頭数は複数年管理とし、適正管理検討委員会及び専門部会において状況を踏まえて検討する。

また、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」（群馬県第 43 号、平成 11 年）に基づく市町村による許認可状況を把握し適正な運用を図る。

イ 許可捕獲の基本方針

クマの捕獲許可については、群馬県鳥獣保護管理事業計画の許可基準のほか、地域個体群を安定的に維持する観点から、下記方針に基づき、被害の効果的な防止に必要な範囲でこれを許可する。

（ア）被害を防止するための捕獲

- ・原則として、現に被害が発生し、効果的かつ十分な被害防除対策を講じても、被害が軽減されない場合。
- ・人身への危害の発生またはそのおそれがある場合など、不測の事態により緊急的な対応が必要とされる場合。
- ・適正管理計画（第三期）に基づく地域計画を策定して検討委員会の承認を受け、総合的、科学的、計画的な被害防除対策を行う場合。
- ・捕獲にあたっては、赤外線センサーカメラの設置などにより加害個体を特定して行う。
- ・捕獲を実施する範囲は、被害が発生する場所で必要と認められる最低限の範囲とする。

（イ）捕獲方法

捕獲は「箱わな」又は「ドラム缶型わな」により行うことを基本とする。但し、人身への危急な危害が迫っている緊急の場合には「銃器」の使用を認める。これについては、真に必要な期間、場所に置いて安全性に十分配慮して実施する。

ウ 捕獲個体の捕獲後の措置

（ア）捕獲の情報

許可捕獲等を実施した市町村は、管轄の（環境）森林事務所に捕獲に係る報告書（捕獲地点、農業及び林業等の被害状況、生活被害の状況、目撃状況、被害対策の実施状況、捕獲の状況、捕獲個体情報等）をすみやかに提出する。

報告にあたっては、詳細情報を提出するものとする。

（イ）捕獲個体の検体送付

許可捕獲等を実施した市町村は、原則として捕獲したすべての個体のサンプル部位を自然史博物館に送付する。

エ 錯誤捕獲等防止の取組

- ・ニホンジカ、イノシシの捕獲強化に伴い錯誤捕獲が増加しているが、両獣種の捕獲にあたっては、鳥獣保護管理事業計画に則りくくりわなの直径の制限等を遵守する。
- ・イノシシ捕獲用等の箱わなを使用する場合には、わな天井部にクマ脱出口を設置する。
- ・わな設置場所の付近でクマの出没が確認された場合や、錯誤捕獲が発生した場所では、わなの使用を停止する等の対策を行う。
- ・同一地域で錯誤捕獲が繰り返される状況においては、関係者が連携して発生原因を分析し、発生防止に向けた取組を行う。
- ・錯誤捕獲の発生を防止する取り組みに加え、発生した場合の放獣体制のあり方を関係機関の連携のもとに検討する。
- ・クマが錯誤捕獲された場合には、捕獲者は捕獲等許可権者にすみやかに連絡する。

- ・原則として、捕獲者の責任において放獣するものとする。
- ・捕獲個体の状況から、放獣作業と周囲の安全確保が十分に図られると判断され、地域住民の合意を得た場合に放獣する。

オ 狩猟捕獲個体の情報収集

狩猟期間中の狩猟者による捕獲については、狩猟報告により情報収集を行う。
なお、歯、繁殖器などの検体送付についても協力を求める。

カ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

人とツキノワグマの軋轢の軽減に向け、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたり、実施期間、実施区域、目標、実施方法等を定めた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するとともに、事業実施後の評価を行う。

（４）地域計画の策定

クマの出没、被害は、人の生活状況、地域の生産物、誘引物の状況、対策状況、出没地域の地形等、様々な要因が組み合わさって発生する。このため、様々な対策手法を組み合わせで実施することが有効である。

クマの被害が特に問題となっている地域においては、地域計画の策定者である市町村が総合的、科学的、計画的な被害防除対策を実施するために地域計画を策定し、順応的な管理を効果的に進めることで、被害軽減を図る。

８ 計画の実施体制

（１）合意形成

本計画の進捗管理、対策の効果検証、評価および情報の共有については、学識経験者等により構成された群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会、および専門部会において行うこととする。また、以下の役割分担で取り組まれた対策内容について情報の共有を行い、その効果を群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会で確認する。

（２）役割分担

本計画の目的及び管理の目標を推進するため、県のほか、市町村、地域住民、農林業団体、猟友会、NPOや民間事業者、連携している大学等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、一体となって計画を実施する。

ア 鳥獣被害対策支援センター

本計画の策定や、進捗状況の管理を行う。クマ被害情報や被害対策に係る情報を集約し、関係所属との情報共有化を行う。生息状況調査（里山、奥山）、堅果類豊凶調査を行う。堅果類の豊凶調査に基づき、クマの出没予測を行うことで、適正管理や出没対策に資する。

効率的、効果的な被害防除対策手法について、調査・研究を推進する。更に、クマによる農林業被害を抑制する取り組みを進めるため、各地域での対策支援を行う。

イ 自然環境課

クマによる人身被害の発生防止に努めるとともに、人身被害が発生した場合には市町村等の関係機関及び（環境）森林事務所等からの情報をとりまとめ、ホームページで公表する。捕獲が適切に実施されるよう捕獲状況の情報を収集し、関係者に提供し、情報の共有を図る。

ウ 技術支援課

農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。農業被害対策の各種事業などによって地域が主体となった取組を支援する。

エ 農業事務所

農業事務所は、管轄地域内において発生するクマによる農業被害を最初に探知できる機関として情報収集や農家の相談を受ける。また、鳥獣被害対策支援センターや技術支援課と協力し市町村や農家への支援を行う。

また、農業被害に関する地域計画を策定する場合は、計画の策定や進捗管理、地域における検討会の開催等の支援を行う。

オ 林政課

野生獣類による林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。森林所有者等が行う林業被害対策に対して、各種事業を活用し支援を行う。

カ 自然史博物館

市町村及び捕獲実施者の協力の下、捕獲個体の分析を行い、食性、繁殖状況、年齢構成及び栄養状態等のクマの生物学的情報の収集、分析を行う。

キ 林業試験場

森林・林業に関する専門機関として、剥皮被害の実態や防除方法などの調査研究を行う。

ク （環境）森林事務所

管轄地域内において適切に捕獲が実施されるよう啓発を図るとともに、林業被害対策の各種事業などによって市町村や林業者への支援を行う。

管内の市町村において地域計画が策定されている場合は、計画策定や進捗管理、地域における検討会の開催等の支援を行う。

人身事故が発生した場合には、市町村等の関係機関から正確な情報を収集することに努め、当該情報を自然環境課に報告する。

ケ 市町村

農林業被害及び人身被害に係る防除対策の主体であり、各種事業を活用しながら地域の実情に応じた対策を推進するとともに地域の被害防止対策協議会の運営を行う。クマによる被害が特に問題となっている地域においては、本計画の基本目標を踏まえた地域計画を作成し、総合的な被害対策を実施する。また、地域住民に対し、計画に基づく各種施策やクマの生態等に関する普及啓発を行う。人身被害が発生した場合には、可能な限り情報を収集し、県に提供する。

コ 農業者・農業団体

クマによる農業被害の誘引となる、廃棄物の適正処理を進める。地域の協議会や地域ぐるみでの「鳥獣害に強い集落づくり」等の取組に対して参画し、各地域での産業振興に協力する。

サ 林業者・林業団体

樹皮剥ぎなどの被害発生の探知に努めると共に、速やかな防除対策に取り組む。

シ 狩猟者・狩猟団体

本計画の理念を理解し、捕獲や情報収集などにより、県や市町村が行うクマの適正な管理に協力する。特に、錯誤捕獲の発生防止に努め、行政機関との連携のもと、地域住民と協力し適正に実施する。

ス 認定鳥獣捕獲等事業者等

指定管理鳥獣捕獲等事業等の受託者として、実施計画に基づいた事業を実施するとともに、地域の鳥獣管理の担い手となるよう努める。

（３）計画評価

群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会を設置し、本計画の評価を行う。委員会は、学識経験者、関係団体、関係行政機関により構成する。検討委員会の下には専門部会を設置し、本計画の内容、進捗状況、実施結果について検討する。

また、野生動物管理、森林生態学等の専門家による外部評価機能として群馬県野生動物対策科学評価委員会を設置し、野生鳥獣による被害を軽減するため、県及び市町村が実施した施策の実施結果について、複数の獣種にわたる広範な視点で科学的・客観的な評価を行う。

（４）調査・モニタリング

計画の目標達成度を把握、検証するために、県は、クマによる被害状況、対策状況、地域における被害意識状況、対策効果、生息状況、生息環境、捕獲情報、捕獲個体状況、放射性物質による汚染状況、堅果類の豊凶状況等について継続的にモニタリングを行う。得られた結果から、対策の有効性を検討する。

９ その他計画推進のために必要な事項

（１）人材育成

農業、林業事業者および地域住民に対して、鳥獣に関する法令・被害防除の知識や技術を学習する機会を設けるとともに、特に農林業被害や捕獲対策を担う関係者を育成し、地域での対応力を高める。

（２）隣接県等との協力

本県のツキノワグマ適正管理計画の方向性を検討していくにあたり、越後三国地域個体群、関東山地地域個体群の生息動向を注視する必要がある。広域的な情報の把握に努め、連携を図りながら計画を推進する。